

交渉（全労働省労働組合奈良支部）議事概要（平成23年3月30日）

奈良労働局長（当局）は平成23年3月30日（水）全労働省労働組合奈良支部執行委員長（全労働奈良支部）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

（全労働奈良支部）

1. 行政体制の確立について

- ①行政体制の確立に向けて、必要最低限の人員の確保のため、継続的かつ具体的なとりくみを図ること。
- ②超過勤務の大幅な削減と、超過勤務予算の確実な確保を図ること。
- ③業務カット・簡素化を図り、一層の業務の重点化を図ること。
- ④休憩設備の確保と、窓口取扱時間を従前に戻し効率的な業務運営を図ること。
- ⑤奈良安定所での開庁時間延長について、検証を行うとともに開庁時間延長の廃止に向けた検討を行うこと。

2. 人事関係について

- ①人事異動に際し、本人の希望に配慮するとともに、各行政の専門性を確保できる人事を行うこと。
- ②職員のメンタルヘルス対策を含む健康管理対策の充実・強化を図り、長期休職者の発生した職場の体制確保や、長期休職者の確実な職場復帰への支援を行うこと。
- ③公正な人事評価制度の確立と、中長期的な人事の実施を行うこと。
- ④労働局の部課長への欠員を伴わない地元職員の登用を図ること。

3. 相談員等非常勤職員の労働条件について

- ①契約更新に際して、一方的・一律的な「雇い止め」を行わないこと。
- ②契約更新に係るヒアリングや更新の通知を早期に実施し、丁寧な対応を行うこと。
- ③賃金職員の賃金引き上げ・通勤手当制度の設置等、処遇の改善を図ること。

4. 庁舎設備の点検・整備について

奈良第3合同庁舎をはじめとする管内各官署について、多目的トイレ等の必要な整備のための予算確保を図ること。

（当局）

1. 行政体制の確立について

- ①行政体制については、行政サービスの質の維持・向上を図る観点からも、引き続き定員及び非常勤職員について、本省に対して要望します。
- ②超過勤務の削減については、職員の健康管理の観点からも重要なことであり、恒常的かつ過度な超過勤務とならないよう配慮するとともに、労働局・監督署・安定所が連携を図りながら計画的な業務運営を図っていくこととします。また、超過勤務手当予算についてもその確保に向けて本省に要望します。
- ③業務の重点化については厳しい定員事情に鑑みても重要な課題と認識していますので、

引続き努力します。

④休憩設備については、限られたスペースではありますが、引き続き必要な休憩設備の確保に努めます。

⑤開庁時間延長については、利用者の状況や業務体制を見つつ、適切に対応します。

2. 人事関係について

①人事異動については職員の希望を尊重のうえ、業務体制及び適材適所に配慮し、公正・公平に行うべきものと認識しています。

②メンタルヘルス対策については、日頃から職員の心身の状況の変化の把握や復職にあたっての再発防止に係る協力体制など、本人の希望と主治医や健康管理医からの意見を聞きながら、未然防止やフォローアップに努めます。

③人事評価制度を行うにあたっては、事前に評価者・調整者の間で意思疎通を図り、全ての部署の職員に対し公平な評価が行えるようにします。

④労働局の部課長への地元職員の登用については、欠員を伴わないよう本省に働きかけます。

3. 相談員等非常勤職員の労働条件について

奈良労働局全体で職員数以上の相談員等非常勤職員の方々が勤務されており、貴重な戦力として活躍していただいているところです。円滑な業務の実施に繋がるよう引き続きその取り扱いに留意します。

4. 庁舎設備の点検・整備について

奈良第三地方合同庁舎内のトイレ施設については、本省への予算要望も含め、車いす利用者の方や妊産婦の方でも利用しやすいよう設備の改修を検討します。

以上